

告示第1号

令和7年4月14日

黒潮町有害鳥獣被害防止対策協議会

会長 弘瀬正彦



令和6年度繰越事業分 黒潮町鳥獣被害防止総合対策交付金事業の制限付き一般競争入札について（公告）

令和6年度繰越事業分 黒潮町鳥獣被害防止総合対策交付金事業の制限付き一般競争入札を下記のとおり行うことについて、本入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の6第1項並びに黒潮町契約規則（平成18年3月20日規則第51号）第3条の規定により公告します。

なお、本契約に係る制限付き一般競争入札に参加する資格を得ようとする者は、下記の要領により制限付き一般競争入札参加資格審査申請書及び関係書類を提出してください。

記

1 入札に付する事項

有害鳥獣侵入防止柵を設置するために必要な資材の調達及び納品

2 納入期間

契約締結日から90日以内

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 当該物品を期限内に適切に納入できる者。
- (2) 高知県内に主たる事務所又は営業所（支店）を有すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) 経営状態が良好である者。

4 契約条項等を示す場所

高知県幡多郡黒潮町内

5 入札参加希望の申請方法等

本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を所定の期日までに持参のうえ黒潮町有害鳥獣被害防止対策協議会長に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、所定の期日までに申請書等を提出した者で、入札参加資格があると認められたものでなければ、本入札に参加することができない。

- (1) 制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式あり）

- (2) 会社概要書（様式あり）
- (3) 主たる事務所が県外の場合は、営業所（支店）の所在地が確認できる登記簿の写し
- (3) 納税証明書（未納のない証）（国・県・市町村）写し

6 申請書等の交付及び受付期間等

(1) 交付及び受付期間

公告の日から令和7年4月30日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 交付及び受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 交付及び受付場所

高知県幡多郡黒潮町佐賀1092番地1

黒潮町有害鳥獣被害防止対策協議会・事務局

（黒潮町役場 佐賀支所 2階 海洋森林課内）

様式は、ホームページ：<http://www.town.kuroshio.lg.jp/>からダウンロードも可能

(4) 提出部数

各1部

7 入札参加資格の審査及び通知

- (1) 入札参加資格は提出された申請書等により審査し、その結果は令和7年5月7日（水曜日）までに文書で通知する。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日翌日（土曜日及び日曜日を除く。）までに黒潮町有害鳥獣被害防止対策協議会長に対して、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、6(2)の受付時間内に6(3)の受付場所に書面を持参して行わなければならない。
- (3) (2)の説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日（土曜日及び日曜日を除く。）までに書面により回答する。

8 仕様書の閲覧及び質疑応答

- (1) 本契約の仕様書（以下「仕様書」という。）は、6(1)の間、黒潮町役場 佐賀支所2階 海洋森林課内閲覧場所及び本ホームページにおいて閲覧に供する。
- (2) 仕様書に関して質問がある場合には、質問書（様式あり）に質問事項を記載し、文書で送付のうえ行うこと。

ア 受付期間及び受付時間

公告日から令和7年4月30日（水曜日）午後5時15分まで

イ 質問書交付場所

本町ホームページにおいて入手することができる。

- (3) (2)に対する回答は、質問を受け付けた日から令和7年5月7日（水曜日）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）に、速やかに文書にて回答する。

9 入札説明会

実施しない。

10 入札執行の場所及び日時

(1) 場所

黒潮町役場 佐賀支所 3階 第1会議室

高知県幡多郡黒潮町佐賀1092番地1

(2) 日時

令和7年5月12日(月曜日) 午前10時～(時間厳守)

11 入札方法

(1) 電報、郵送及びファクシミリによる入札は、認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、3回までとする。

12 入札保証金に関する事項

免除

13 最低制限価格の設定の有無

無

14 契約保証金に関する事項

免除

15 開札の日時及び場所等

開札は、10の場所及び日時において行う。

16 入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 入札書の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札

エ 入札者の記名及び押印を欠く入札

オ 誤字脱字等により、その意志表示が不明瞭である入札

カ 同一事項の入札について他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

キ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

ク 再度入札における前回の入札の最低金額以上の金額による入札

- ケ 所定の入札箱に投かんしなかった入札
- コ 明らかに談合によると認められる入札
- サ その他入札に関する諸条件に違反した入札

- (2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。
- (3) 初度の入札に参加しなかった者、入札に関する無効事項に該当する者及び失格した者は、再度入札に参加することはできない。
- (4) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。
- (5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

17 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格で申込みをした者を落札者とする。

18 契約締結の申出期限等

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。

19 問い合わせ先

〒789-1795

高知県幡多郡黒潮町佐賀1092番地1

黒潮町有害鳥獣被害防止対策協議会・事務局

（黒潮町役場 佐賀支所 2階 海洋森林課内）

電話：0880-55-3115